

会 議 録

会議名	令和6年度 第1回社会教育委員の会議
開催日時	令和6年5月16日(木)午後2時～午後4時
出席者名	[那覇市社会教育委員] (議長)安里幸治、(副議長)土屋恭子、上原博、仲村渠好美、伊良波尚美、柴田聡史、谷本裕、添石幸伸、佐渡山要、金城正子、宮里恵、仲吉恭子 [那覇市教育委員会説明者等] (生涯学習課)課長 松田信男、主査 仲村美紀、主任主事 石垣真由美 (青少年育成室)室長 田場壮子、主査 仲原章子、主事 城間真愛子、主事 玉城圭記 (教育相談課)課長 上江洲 寛、主幹 新里 隆司
議題	1.議案 (1)議長・副議長の選出について (2)第1号 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付について 2.連絡事項 第2回及び第3回社会教育委員の会議について 等
配付資料	(事前送付) 会次第、社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付関係資料 (当日配付) 那覇市社会教育委員会議規則、委員名簿
審議状況(経過、結論)以下のとおり。	

(1)議長・副議長の選出について

●那覇市社会教育委員会議規則 第2条 第1項に基づき、議長1名、副議長1名を選出いたします。

本来であれば、議長及び副議長の選出については、会議の議案として、互選にて決定するのが通常ですが、今回、議長が決まるまでの間は、担当職員より会議の進行を務めます。

委員の皆さまの中で、議長、副議長を希望される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、事務局で腹案を提案します。議長には、安里幸治(あさと こうじ)委員、副議長に土屋恭子(つちや きょうこ)委員を推薦します。

○異議なし。

●異議なしということで、議長には安里幸治委員、副議長には土屋恭子委員でよろしくお願いいたします。

(2)第1号 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付について

●議案第1号 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付の提案理由について。

社会教育法第13条に、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」と定めており、社会教育委員の意見を聴くため、この案を提出します。

次に、議案について説明します。社会教育法第13条で「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」とされており、社会教育関係団体とは、同法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」になります。「社会教育に関する事業を行う」ということは、社会において、学習に対する教育的な働きかけを行う団体、ということです。

今回、補助の対象とする社会教育関係団体の範囲の目安は4点です。

- ①会則があること
- ②自主的に会の運営がされていること
- ③社会教育に関係ある事業が主であること
- ④地域と密接な連携をとって、事業の推進がされていること

那覇市では「那覇市の補助金に関するガイドライン」に沿って交付することとなり、補助金はあくまでも「支援」とあるという考え方から、原則として補助対象経費の2分の1を上限としています。補助対象経費は補助金の交付の対象となる経費が該当するため、補助金申請を行った団体の上位団体へ納める負担金などは、補助対象経費とはなりません。

団体の予算書や決算書・精算書については、この補助対象経費、対象外経費が全部計上されていますので、ガイドラインに沿って補助対象経費を区分し、その2分の1を上限として補助金を交付します。そのため、団体の全体の予算に対して、市の補助率は概ね19%~50%というようになっています。

また、団体の目的や事業内容、組織、事業収入の有無についても様々でありますので、団体が必要とする行政の支援も一律・一様ではありません。

資料2ページから3ページについては、那覇市社会教育関係団体への補助金交付状況一覧となっております。

那覇市青少年指導員連絡協議会

●那覇市青少年指導員連絡協議会、青少年指導員及びその趣旨に賛同するものをもって構成されていま

す。教育相談課や関係機関、団体、地域と連携を密にし、青少年の非行防止、健全な保護、育成を目的とするとともに、会員相互の青少年に関する知識向上に努めている団体です。中学校区ごとに、毎月第 1 第 3 金曜日の夜間街頭指導や、那覇大綱引き祭り、首里王朝祭り等で特別夜間街頭指導を行っており、青少年への声かけ、帰宅指導等をしています。また、中体連、夏季総合体育大会や、各中学校区で行われる 20 歳の記念式典、卒業式にも、主催者の求めに応じて会場周辺を巡回指導を行っています。

他、会員の青少年に関する知識向上や、各支部の連携を目的として、青少年指導員全体での研修会や各支部での情報交換会を実施しています。

同会の活動運営補助を目的として補助金を支出しており、同会の令和 5 年度の収入決算額は 43 万 9,311 円、内 19 万円が那覇市からの補助金となっています。主な使用目的は人件費など。

同会は、令和 4 年度より、事務所を移転し、通信運搬費等の固定費が増加したことから、令和 5 年度は、19 万円の補助申請を受けましたが、今年度は令和 4 年度と同額の 12 万円の補助申請を受けています。通信運搬費というのは、回線を引っ張るという工事等がありましたので、その分増額して要求があったということになります。

補助の効果、所管課の所見としましては、当課が補助金を交付している那覇市青少年指導員連絡協議会は、学校、関係機関及び地域住民と連携を図り、青少年の非行の未然防止や健全育成に大きく寄与し、社会的役割も大きく、欠かすことのできない役割を担っています。今後も同会が多くの機関と連携を図り、継続して活動するためにも、支援を行う必要があります。

○事務局も含めてお尋ねしたいことです。先ほど包括的な説明いただいたところ、今日その話し合いをするその補助金には実は種類が二つありますよね。

先ほどご説明いただいたのは生涯学習振興費補助金の説明でしたけども、今ご説明いただいたものについては、那覇市青少年健全育成補助金という別の事業です。この別事業についての説明は事務局の方から特別にありますか。というのは、他の案件に比べると、この記載の仕方が違ってますよね。

ですからそれを一律に論じるのは難しいので、事務局から説明いただけると、どのように区別してコメントしたらいいのか、わかりやすくなるかなと思ひまして、お願い申し上げる次第です。

●公の者に属さない団体で社会教育に関する事業を行うという団体の中で、お手元に添付しています生涯学習振興補助金交付要綱と、那覇市青少年指導員育成連絡協議会への交付する際の要綱というところになるものですから、ひっくるめて私たちは社会教育団体というふうに認識しているところで、本日会議の方に提案させていただいています。今回の青少年育成健全育成事業補助金の交付要綱はこの事業をする際に必要としている交付要綱ということになります。生涯学習振興費の要綱とか、那覇市の補助金の交付要綱ガイドラインっていう、大きな括りがございまして、青少年指導員についての交付要綱とは、それぞれが持っているという形で交付要綱を定めているものでございます。

○例えば、実績報告書がありますよね。それから、別の補助金では別の様式の実績報告書があります。こちらは実施主体の方の事業の効果についてのコメントが記されています。

ところが、(今説明があった)事業の効果についての記載がないのではないかと。

効果についての自己評価がない中で、資金の拠出が正当なものであったのかどうかについての判断が非常に難しい。ですから、この事業の効果についてコメントいただけないかなと思います。第 5 号様式第 6 条関係と第 7 条関係という違いがあるので、ここについては補っていただく必要があるのではないかと考えま

した。

○今後、今あったものに限りなく近くなるように、資料の準備など、進めていってもらえればよろしいかなと思っています。

●それでは、今年度の教育活動についてご説明いたします。

毎月第1金曜日、それから第3金曜日に各校区の街頭指導を行います。その他、毎月第2火曜日、19時から理事会を開催いたします。特別巡回としましては、那覇市の3大祭り、那覇ハーリー、那覇大綱引き、琉球王朝祭りの期間中、街頭指導を行います。その間、中体連の夏季総合体育大会等での巡回活動を行います。その他、20歳の記念式典、それから卒業式、中学校の卒業式等に、主催者の要請により、巡回活動を行います。それ以外に年2回の自己研修会を実施する予定でございます。

以上です。

○2点質問と、修正が必要な箇所2点指摘させていただきます。

決算書の中で、この補助金に対して、これが何に利用されたかがわからない中で、一つは事務局の人件費の記載があるんですけど、それ以外が何に利用されてるのかをどう事務局で最終確認してるのかなってこの基準がよくわからないので教えていただきたいというのが、質問1点目。2点目の質問が、夜間街頭の第1金曜日のこの20時から22時があえて消されてるんですが、私も過去に参加したことあるんですけど、この時間は消されてるのは、この令和5年度の活動を終えて何か方向性が変わったとかあったのかなということを思うので、ご回答いただきたい。

修正箇所として、5年度の支出の部の決算額の繰越金額と6年度予算額の前回の繰り越しが一致しないといけないはずなので、確認をしてください。

令和6年度の予算ですけど、表記が5年度から6年度になってるので、修正が必要かと思います。

●令和5年度決算の、補助金の使途がわかりにくいというところでございますが、分けて支出するように記載をし直したいというふうに考えます。

それから、5年度の繰越金と、6年度の歳入繰越金の金額が合わないということでございますが、こちらの方も事務局に確認をとりまして修正したいというふうに考えています。

夜間街頭指導の、20時から22時、消されてるけどっていうことでございますが、こちらはですね、各学校区によって、この状況が変わりまして、少年等が出回る時間帯も変わってるということで学校によって時間がですね、少しまちまちに、なっています。その辺はもう学校区の実情にに応じてということになるものですから、あえて時間は入れていません。

○その辺が主催団体の実施しての効果とか、申し送りになるかと思うので、次期以降よろしく願います。

○要綱が違うということについて、会議で諮るものなので、可能であれば、様式をそろえていただけないかなと思います。補助金の使途の内訳みたいなものも、次の他の議題のところの様式にはちゃんと書かれていますので、そちらそろえていただけると、毎年こういう審議を進めていくものになりますので、可能であればそのようにご対応いただけた方がいいのかなというふうに思っています。

○次年度以降、準備させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

那覇市PTA連合会

●那覇市 PTA 連合会は、児童生徒の健全育成及び福祉を増進するとともに、各単位 PTA の連絡協力と地域社会との連携によって、教育の振興発展に寄与しています。小学校 36 校、中学校 19 校、那覇市立小中学校、開邦中学校、沖縄小学校高等学校附属中学校含む単位 PTA で組織されています。

事業内容事業対象については、主な事業内容は、児童生徒の健全育成及び福祉向上に、教育環境の整備、3 単位 PTA 相互の連絡調整、情報の交換、4、会員の研修、5、関係団体との連絡連携、6 関係機関団体への要請と協議、7、顕著な業績を上げた単位 PTA やその他の団体及び個人の継承となっていますと補助金概要としましては、都補助金の目的は、同団体の活動支援を図るため、運営補助を行っています。

補助金額、主な充当先ですが、令和 5 年度は 171 万円、令和 6 年度額も同じ同額となっています。那覇市からの補助金は約 17%の割合を占めています。補助金以外の財源としましては、各小中学校の単位 PTA の会員からの分担金が約 79%を占めています。

補助金の主な充当先は、会議費の旅費、消耗品と消耗品費、活動費の印刷製本費、事務局費の報酬事務局手当、通信費、リース料となっています。

補助の効果としましては、童話お話、意見発表会、PTA 研究大会、家庭教育研修会等を開催するほか、なは教育の日等の公的な各種イベントへの協力を行い、同団体の事業が実施されています。

所管課の所見としましては、各学校の PTA 組織を統括し、児童生徒の健全育成及び福祉を増進するとともに、地域の教育力向上並びに PTA 活動の健全な発展と教育の振興発展に、大きく寄与しているものと考えています。そのため引き続き支援が必要だと考えています。

○補助の効果所管課の所見という欄があります。これはですね、先ほども話した生涯学習振興費補助金に伴う、その中には必ず含まれるように思うんですね。この補助の効果というものについての記述が、効果についてのコメントがないと思います。こういう事業をやってますよという記述であって、どういう効果が出たとかということについての記述がないので、これは、効果の記述をしていただくべきだと思います。

できれば個別のケースについての話し合いを終えた後で、まとめてこの話をさせていただく時間を設けていただきたいんですが、効果の記述についての書式がないと思うんですね。どういう観点からこの効果を評価するかっていうことについての個別具体的な指標がないので、書きようがないと思いますので、そのお話は後程させていただきたいと存じます。

それから二つ目の所管課の所見については、大きく貢献しているというふうにお書きいただいているんですけども、何をもって大きく寄与していると、行政として評価されるのか、論理が読み取れない。

ですからその件について今、ご説明いただければありがたいし、これも先ほど、他の委員からもありましたけれども、この所見についても何らかの様式を整備しないといけないんじゃないかなというふうに考えています。

○やはり、様式もそうなんですけれども、補助したものに対しての実際の効果っていうものも説明していかないといけないのかなって思います。

●所管課からのコメントが足りないのかなとは思いますが、市 P 連の方から 14 ページの方に事業の効果等というふうに記載されてますので、こちらに関しては団体の評価で、行政からの評価が少し足りない部分がありますので、こちら改善したいと思っています。

○評価っていろいろの種類がある。それはですね、実施した団体による評価。それから、助成金を出している、補助金を出している、行政としての評価がある。

社会教育委員としては、それらの評価について、評価しなければいけないという立場だと思っているので、私たちはその評価をする上では、そのどういうアウトプットがあってアウトカムがあったかということについて、それぞれの指標を設けないと、ケースごとに評価が異なってしまう。

ある団体については自分たちの物差しでやっていて、別の B という団体について書いてあることをもって評価するから、評価がバラバラで、全体として何をしたいのかこの補助金はどういうことではないように感じるんですね。で、全体としてこの補助金はこれをしたいということがはっきりしてるのであれば、それを受けとめた指標を、パラメータっていうかな、ルーブリックを作らないといけないので、繰り返しますが、そのように考えています。

○何をもとに評価していくかの手法をしっかりと明示していかなければ、曖昧な中で会議が進められないと思いますので、そういった方向で進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○今のケースについて、年度についての考え方がどうなってるのかなっていうの不思議に思ったんです。というのは、令和 5 年度の行事活動報告について、3 月までがあるんだけど、3 月末にこの令和 6 年度ですかね、4 月 5 月がついているんですかねこれは。つまり年度の考え方でいうと、多過ぎるんじゃないかなと思っておりまして、令和 6 年度の活動計画についても同じ思いをしている次第です。

○那覇市 PTA 連合会としては、定期総会以降がまた新しく、新年度っていうことになっていますので、それが年度を跨いでるような形になっています。

○行政としては特に問題ないんですか。年度をまたいでいることについて。

●こちらから補助金を出してはいるんですけども、経費につきましては令和 5 年度 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの経費を対象としていますので、団体の 1 年度に対してこちらから特に問題はないと考えています。行政としては、報告の内容に関するものなので、特に補助金としては問題ないと思っています。

○こちらについても書式をきちんと作って、こちらが何年度ってのはこういうものだということをそれぞれの団体に記入していただくという方策をとらなければ、それぞれの団体が持っている書式で、この出してる場所が多いから、私どもとしては戸惑います。あくまでこちらがその補助金を出すわけだから、その申し込みや、その決定や、その報告については、こちらが枠組みを示して、その中に記入していただくことをすべきだと考えます。

○様式も可能ならば統一して準備していくのをまた進めていけばよろしいかなと思います。お願いします。

○今のご意見ありましたけども、どうしても決算というのは 4 月 1 日から 3 月 31 日まで締めるんですけど、それ終わってから会計監査を受けて、そこから総会。その間も役員は活動しているわけですよ。ですからこれ

今こそ、こんなふうに活動報告で書かれてると思うんですけど、だからこれを、綺麗に3月で切るっていうのは、皆さんに報告する上でどうしてもこんな書き方になるんです。

ですから市P連に限らず、どこの小学校も中学校の総会資料はこんなふうになってると思います。活動報告は総会の日まで入っています。

○この(補助金の)原資は市民の税金なので、おっしゃることはわからないじゃないんだけど、納税者としては、どういうお金がどういうふうに使われてるかっていうことが大事なんですよ。

それで、行政の仕組みっていうのはやっぱり年度年度で動いてることあると思うんですよ。それでおそらく議会も承認なんかしてるんじゃないですか。

それがその、それをはみ出たものに使われていると年度で報告されていると、議論自体が難しくなってくるんじゃないのかなと思うんですけど。

○補助金に関しては、ちゃんと4月1日から3月31日まで使った金額を報告してると理解していただければと思います。

○残金についての話が今あったのかなと思うんですけど、これは本当は、残金は返納すべきじゃないですかというような個人的な意見と申し上げておきます。基本的に計画をされて、余ったものについては、公のお金ですので、戻すのが筋じゃないかなというふうには考えています。

○活動費は全額補助を受けてるんだったらそうかもしれませんが、自分たちのもので集めたものもありますので。なので、返されると、仕事ができません。それは、繰越はなしにして、ゼロにしてって、言われたことありますけど、いやそれがあると、何もできませんよ。ですから繰り越しを認めてください。でもそれっていうのは、もちろんそちらからもらった補助金ではありません。あくまでも自分たちで調達した、自助努力したものを残しているのご理解願いたいと思います。

○専門的な立場から申し上げたいんですが、今話してる議論ですね、標記の書式が整ってないから誤解招いてるんですよ。これこういう団体だろうが企業だろうが、事業年度は1年です。

それを超える報告とか予算のあり方ってありません。だからおそらくこの事業報告も、4月から3月までが、この1年度の報告、それを過ぎたものを記載するしないとは別に構わないと思うんですけどね。

これは別に参考として、4月以降もこういう活動してますよって参考ってわかりやすいような表記にすればいいと思うんですよ。だと、大事な決算と予算なんですけど、ここは4月1日から3月31日ってこれ絶対なんですよ、この表記がないんですよ。だから誤解を招いてしまってるんですよ、正しい表記は。

例えばですね、4月1日から3月31日までって明確に書いとけば誤解生じないんですよ。もう一つ付け加えれば、19ページ。19ページの予算書の上の方には4月26日現在っていうふうに、これも誤解を招く資料なのでよくわからないんです。ここも6年度の予算であれば、6年の4月1日から、7年の3月31日の予算である、こう書いておけば間違いないんですよ。

あとはその精算の仕方とか残金ってのはここで議論することじゃないので、これは事務局がしっかり監査してるという前提で、ここに上がってこないと非常に困るので、そこは、ぜひ事務局サイドで処理して、書く方も、資料を整えてください。(そうすれば)こういう議論にならないと思います。

○これからですね、統一したフォーマットをしっかり作って、それに報告を、各団体からいただくということで、統一を進めていければと思いますので。貴重な意見ありがとうございました。

那覇市女性連合会

●設置目的は、那覇市女性連合会は各支部、婦人会の連絡を統括する組織として、明るいまちづくりと生活向上を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的に事業を展開しています。

那覇市内の地域婦人会及び賛助会員により構成されています。学習会、研修会、福祉活動、リサイクル活動などをおして、家庭教育や地域の教育力向上に寄与しています。同団体の組織拡充及び活動支援を図るため、運営補助を行っています。

補助金額は令和5年度決算額73万2,000円、令和6年度申請額も同額となっており、那覇市からの補助金は48.8%を占めています。その他の財源は、会費事業収入、寄付金、雑収入、繰越金となっています。

補助金の主な充当先は、研修派遣費、各部活動費、事務手当、消耗品費、通信運搬費となっています。

補助の効果、所管課の所見ですが、同団体は、婦人の主張大会、講演会、各支部の研究会開催のほか、交通安全母の会への協力、沖縄県女性連合会の事業への協力などを行っています。

所管課所見ですが、市内の婦人会を統括し、社会福祉の増進に向けた諸活動を行っており、社会的役割の大きい団体でもございます。また、教育の日など、本市の各種施策、イベントの関わりも深く、那覇市の様々な分野の講演会、協議会等の委員を担うなど、協働のまちづくり及び那覇市政に大きく貢献しています。

令和5年度から、コロナ禍において中断していた那覇市女性連合会、芸能大会を再開し、演技披露を通じた世代交流の場を作っています。説明は以上になります。

<質問なし>

那覇市青少年健全育成市民会議

●那覇市青少年健全育成市民会議(以下市民会議)は、昭和56年7月29日に結成され、市の青少年健全育成施策と呼応して関係機関と相互に連携をとりながら、市民協働で次世代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に活動している団体です。市内各17中学校に置かれている青少年健全育成協議会、以下、青少協と申します、を中心に組織されています。

那覇市少年の主張大会、中学生が日常生活を通じて日頃考えていることについて意見を発表し、社会の一員としての自覚を促すと同時に、青少年健全育成に対する一般の理解と協力を深める機会としています。

2、那覇市少年自然体験、森の家みんな、市内在住の小学4年生から6年生までを対象とした自然体験学習です。児童生徒が森の家みんなでの交流、自然体験を通して、視野を広げ、リーダーとしての資質を育み、地域社会に貢献する青少年の育成を図ることを目的としています。

3、青少年健全育成綱引き大会、心身の健全育成を図り、小学生、中学生、教員、大人と異年齢が交わるチームを、構成することにより、縦、横の触れ合い、繋がりを深め、青少協の親睦を図ることを目的としています。

4、青少協の充実と活動の推進強化。

市民会議の下部組織である青少協は青少年の校外対策、夜間街頭指導などですね、スポーツ及びレク、青少年健全綱引き体験や、やる気元気旗頭フェスタ in 那覇などです。

市内中学校卒業式の支援、各中学校区はたちの記念式典の支援などの活動を行っており、市民会議から、青少年へ助成金を交付することで、青少協の充実、活動の推進強化により、児童生徒の健全育成につなげ

ることを目的としています。

5、なは教育の日関連事業、新春朗読会、舞台朗読家の熊澤南水先生の朗読会を市内小学校で開催し、児童に豊かな物語の世界を体験してもらうことを目的としています。

6、なは教育の日関連事業、整理片付け勉強会。

市内在住の小学4年生から6年生の親子を対象に、プロの収納アドバイザーによる講座と調理実習を体験できる勉強会を開催し、児童保護者が整理整頓の意義について学ぶ機会を提供しています。

補助金概要、前年度決算額、今年度申請額、主な充当先についてご説明いたします。

補助金概要ですが、同団体が青少年健全育成に取り組む事業及び事務に要する経費を補助し、生涯学習の振興を図ることを目的としています。

今年度の申請額は、270万円を申請予定です。令和5年度と同額となっており、那覇市からの補助金が約30%の割合を占めています。

補助金以外の財源としては、会費、賛助会費、旗頭フェスタ事業の委託料収入などとなっています。

主な充当先としては、中学校区ごとの青少協の活動費、少年の主張大会などの事業の活動費、諸手当、人件費、旅費などとなっています。

補助の効果、所管課の所見ですが、補助の効果としては、当該団体を補助し、活動を支援することで、地域と青少年の繋がりが促進され、社会教育の充実や、青少年健全育成に期待ができます。

所管課の所見としては、本市の青少年健全育成の実施団体として、関係機関と相互に連携をとりながら、市民協働で、青少年の育成を目的とする諸事業・活動を展開しており、市民会議本体及び下部組織の青少協は、青少年健全育成活動に欠かせない団体となっています。

団体の収入は、旗頭フェスタの委託料、会費、賛助会費などとなっていますが、これらの自助努力などだけでは団体の運営費、活動費を賄えないため、補助金を支出し、活動を支援する必要があります。

○先ほどから出ていますように、表記の仕方がいろいろなのでわかりにくいってことなんですけれども、主な充当先の表記がないところが多いんですけれども、大体こういうものに使っていますということは、聞き取りでそのように書かれてるんでしょうか。

PTAとかでしたら、補助金充当という欄があって、これとこれとこれって私たちが見てもはっきりわかるんですけれども、これを見ると充当先っていう欄がないので、ここの表記では何と何に主に使っていると書かれていますけれども、それは、この団体から聞いてそのようになってるという、ふうな書き方をしてるということでしょうか。

●そうですね。はい。今後、表記について検討したいと思います。ありがとうございます。

○収支のことです、市のお考えを伺っておきたいことがあって、お尋ねさせていただきたいんですけど。

33ページ、今ご説明いただいた、所管課の所見の中で、団体の収入は自助努力だけでは賄えないということと補助金を支出して活動を支援する必要があるというふうに述べられているんですけれども、例えば、先ほどの女性連合会の方々の収入を拝見すると、ご自身で雑収入上げておられたりですね。会の政策としてその性格として芸能大会を開きなので入場収入などもえられている。こういう自助努力の形が、ここは本当素晴らしいと私は思ったんですね。

それで、民間から協賛金を募るとかですね、寄付をえられてるところもあったりするわけなんですけれども、足りないから市のお金を出し続けるという発想になると、どうしても回せる団体数に限りが出てくると思うんです

ね。

つまり市としてもこういう形で補助金を出すけれども、それぞれのチームはやはり、この女性のグループのよ
うにね、自己収入を上げるという努力もしてくださいというふうなことを申し上げ、その呼びかけなさるん
ですかね、公募されてるのわかんないけど、そういう場面においては、自助努力もしてくださいと、いうふうな呼
びかけをされてはいかがかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○補助金ありきの活動っていうのも、やっぱり今後見据えながら、やっぱり自助努力もしながらですね、本
当に必要な事業活動を展開していくっていうのが必要なのかなと。各団体で方向性も確認しながら、1年繋
がっていけばいいかなと思います。

●今ご提案のありました、各団体の自助努力につきましては、各団体も歳入の方で、それぞれ協賛金です
とか、それから各会員を募ると。特にまた、こういう市民会議というのはすべての市民を対象として、市民全
体でこの会議の活動を本来行う、行っていくというのが、大きな趣旨でございます。

ですので、その会自体においても、やはり会員の拡大で、みずからの事業の説明などもですね、様々な広報
活動或いは様々な機会、各団体の方に働きかけも事務局としてはやっていきたいと考えています。

○今の話も絡めて、前提としての大きなことを確認したいんですが、先ほどお配りいただいた、このガイドラ
インの7ページに見るとですね、この那覇市の補助金の性質の分類として、義務的な補助と任意的な補助で
義務的な補助の定義づけが、市の条例等、要するに、市として、支援すべき、重要度が高いところに関して
は或いは義務的に補助をしていくという記載があるんですが、今回上がってる各社会教育団体、私は個人的
にすばらしい団体なのでね、市が応援していくってことは非常にいいことだと思ってるんですけども、大前提
として私たちがとらえるのはこの義務的な補助と任意的な補助の区分で見るときには、今回のこの団体を
どの位置付けて捉えればよろしいでしょうか。

●今回のものに関しましては、こちらの区分からいきますと、今回は団体の運営の補助というふうに位置付
けられる、補助の性質になってると考えています。

○任意的な補助の対象としてとらえるということですね。

●はい。

○承知しました。

那覇市子供会育成連絡協議会

●那覇市内における単位子ども会育成会、子どもたちを支援、育成する青少年団体及び個人、賛同者相互
の連携を図り、地域子ども会の健全な活動ができるようにすることを目的に、市内で活動する子ども会を統
括し、ジュニアリーダーの育成、子ども会指導者の育成等の各事業、研修を行い、地域活性化、青少年健全
育成を図っています。

(1)ジュニアリーダー養成講座、子ども会のリーダーの育成役の中高生の育成を行っています。

(2)インリーダー宿泊研修、小学校4年生から6年生を対象に宿泊研修を実施しています。

(3) 育成者指導者研修。

単位子ども会の育成者や青少年団体の指導者を対象に研修を実施しています。

(4) 各種イベントへの参加、協力 那覇まつりパレード、沖公連子どもまつりへの参加、なは教育の日、子どもフェスタ in 那覇では、実行委員会として参加し、運営を支えています。

(5) 他県青少年受け入れ交流事業、県内外との交流会で、郷土芸能の披露等を実施しています。

同会の活動支援を図るために、運営補助を行っています。収入に占める割合は約 49%となっています。令和 5 年度は同会の活動運営に必要な備品購入費として充当するために、補助額が前年度比 6 万 1,000 円増額となりました。今年度は 46 万 6,000 円の補助申請を受けています。

補助金の主な充当先は、同会の事務手当や通信運搬費、研修費となっています。

令和 6 年度は同会の活動運営に必要な備品購入費への充当も予定されています。

地域における子ども会活動の活性化のために、リーダーの育成や指導者の研修会、安全教育等に力を入れており、公益性のある活動を行っている団体でございます。また、なは教育の日子どもフェスタ in 那覇のイベントでは、実行委員として参加するなど、青少年健全育成を図る上で重要な役割を担っています。

少子化や核家族化、ライフスタイルの変化に伴い、子どもたちの成長に欠かせない様々な体験交流活動の機会が乏しくなるとともに、地域の繋がりが薄れつつある中で、当会の存在意義は高く、補助金を交付して、団体を支援することが必要だと考えています。

<質問なし>

那覇青年育成連合会

●事前にお配りした資料は令和 5 年度のものをご参考で掲載させていただいたんですが、6 年度の総会が先日終わりましたので、そちらの方の資料に差しかえをさせていただきます。

那覇市内で活動する青年団体を集め、青年会活動の活性化、育成を図るとともに、本市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的に、平成 5 年に発足した団体です。近年、団体数が減少しており、団体が加入するのではなく、個人が加入するような組織編成と青年育成並びに、那覇市の文化振興に、貢献していくことを掲げ、平成 31 年の総会にて、那覇青年育成連合会に組織名称を変更し、現在に至っています。

令和 2 年度から令和 4 年度は、那覇青年祭についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により開催中止となっておりますが、令和 5 年度は、7 月 30 日の日曜日に那覇青年祭を開催いたしました。

令和 6 年度も 7 月末に那覇青年祭の開催を予定しています。こちらが総会で 7 月末ではなく 8 月の開催ということで、変更しています。

青年活動を通して、地域活性化を図り、青年層の人材育成に貢献する。那覇青年祭(8 月 4 日開催予定)、イベントで、エイサーなどの伝統芸能の披露、こちら年数回実施予定です。三つ目に、清掃活動、こちら年数回、開催予定です。伝統芸能の保存継承や、若者の文化活動の発表をする場の支援として、那覇青年祭を実施する団体、那覇青年育成連合会に対して、事業補助の補助金を交付します。

令和 6 年度補助金額は、77 万 7,000 円で、充当先は那覇青年祭の開催に係る経費として、補助金の充当を行います。

最後に、補助の効果、所管課の所見としまして、令和 5 年 7 月 30 日に開催した、第 27 回那覇青年祭の参加団体、こちらはすいません 10 団体となってるんですけども、11 団体の方に修正をお願いいたします。

11 団体で、コロナ前に比べると、参加団体は減少しているのですが、若者交流の大きな絆となっています。

所管課所見として、若者みずからが地域活動を展開し、伝統芸能の保存、承継文化活動を一堂に披露する

場である、那覇青年育成連合会主催の那覇青年祭事業について、青年たちが主体的に協働のまちづくりに関わり、その中心的役割を担ってもらうためにも、今後も継続して事業を支援していく必要があると考えています。

○整理をさせていただきたいことがありまして、発言をさせていただきます。

この補助金ですね、拠出の仕方は三つのパターンがあると。それは、例えば報告書を見れば明らかですね。報告書を見ると団体補助事業補助大会補助であると。今回のその補助は、事業補助である、ということなんですよね。で、今のご説明いただいた記述を見ると、このページの半ばにある補助金概要、前年度決算額、今年度申請が主な充当先というのを見ますとね、①の 2 行目にはその実施する団体に対して補助金を交付するとある。ですからこれは紛らわしいですね。つまり、これ団体補助に読めるんですが、実は事業補助だということでありまして、もう事業補助ということをきちんと貫いていただければわかりやすいかなというふうに考えている次第です。

●ありがとうございます。

全体をとおしての質疑、意見等

○全体的なこと、各委員のご意見を聞いてみたいということがあるんですよ。

それはその市、行政の方のご意見もいただいて議論させていただいたらありがたいなと思ってることです。

一つはですね、補助の仕組みは、公募されてるのかどうかということですね。

それから、これまでの拠出されている金額の推移っていうのを見ますと、比較的安定してるというか、一定程度の金額が平均して出されているところと、増減があるところがありますよね。

その増減してるところについては、コロナの影響だというふうな説明がなされてることがあるんですけども、他のところあんまり増減がないところも見られますよね。で、このばらつきはなぜなのかなっていうふうに思っています。

まず二つについてね、まず、行政からの意見をいただいて、委員の方々のご意見をうかがわせていただけたらと存じます。

●失礼します。まず 1 点目のご質問、ありがとうございます。

現時点では、公募という形はとっておりません。那覇市の、各団体さん宛に補助している経緯は、昨年度も同様のご指摘があったんですけども、我々の方ですぐ回答持ち合わせてなくて、経緯を調べていたこともありました。明確な背景が確認できなかった状況がございます。

ただ、この該当団体様が、主に社会教育・生涯学習の視点でいうと、那覇市に広域的に活動されていて、かつ、戦後、全国的に推進されているという性質を持っている青少年とか PTA とか女性連合会っていうような団体さんで、かつ、同様のようレベルで活動されているところが、市内で他に見られないというようないくつかの点をもって、これまで継続して補助されてきたのではないかと、当課としては思っています。今ご指摘いただいた公募については、ガイドラインにも触れていまして、今後、何かのタイミングで検討していくことも必要なのではないかなというふうにとらえています。これが 1 点目の回答です。

2 点目の、この補助のばらつきなんですけども、現時点で明確なお答えができないんですけども、各団体様の事業の規模に合わせて、補助率 2 分の 1 を超えないというところで、これまで調整して、補助をしてきたという、経緯があると考えます。

○すでに補助金をお受けになっている各団体の活動ぶりは、素晴らしいもので、その継続する意味はあるとは当然思っていますけれども、例えばアーツカウンシルってのがありまして、行政からお金をいただいた第三者機関が、様々な芸術文化組織に分配するという仕組みです。それについては、第三者機関が、それぞれ補助金を希望する各団体からの申請なり、ヒアリングをして、その時々によさわしいところに分配するというやり方をしています。

時代が下ってくると様々な社会的な主張や考え方が出てきてますね。例えば今回初めてここ拝見した中で、この社会教育の中で例えば障がい者のための運動、活動の支援とかですね。それから、高齢者の活動の支援とか、そういうものが見られない。或いは、最近で言えばその多様性、LGBTQとか、そういった新しい概念とか出てきて、様々な活動を展開されてる方がおられるのは存じ上げてるので、特に私の専門でいうところの障がい者の社会的な活動を促進するための法律ってのはこの10年ぐらいにすごい勢いで出てきたんですよ。

「障害者差別解消法」とか、私の担当で言うと、障がい者の文化芸術活動の推進に関わる法律とかってのはすごくできてきてね、それはやっぱり今まで、置き去りにしてきたという面があるものですから、そういった方々には特別な配慮をして、活動を活発化させていこうという、国際的な流れもあるし国内でもそのような法整備が進んできたところです。

或いはその、やはりこれからの高齢化社会の中で、年を経た人たちが、引き続き社会教育を受け続ける生涯教育をやっていくということも非常に重要なことだと思います。

そのような世の中の流れがある中でですね、公募せずに、これまで重視した活動を続けてこられた方々への、補助金を出してやることは意味あるとは思いますが、もう新たな社会的な課題が出てきてる中では、そういった人たちも門戸を開く必要があると思いますし、それからある種のこの既得権といいますかね、一定のところにお金が出ていると、ということは、納税者の視点から見ると、やや不思議に思うんですよ。やはり、それぞれ切磋琢磨する中で、助成をやられる、補助金を獲られて、重視した活動を展開していくということが、望ましいんじゃないかなというふうに思ってるんですが、何度も言いますが、今お受けになってるところが、活動が駄目だと申し上げてるわけではありません。

新たな社会的な課題とかが出てきてる中では、そういったところ、団体組織に、置いて活動されてる方も、できれば公的な助成をいただきたいというふうに思ってるんですけど、必ずあると思います。

そういった観点からいうと、やはり、そういった方々のその声を拾う仕組みってのは必要だと思うし、民主的な補助金の、分配のあり方っていうことを考えたときに、今の非公募のあり方っていうのは、どうなのかなというふうに私は考えるんですけども。

皆さん、他の方をどういうふうにお考えになるか、伺ってみたいんですが。

○今、ご指摘のところというのは、今回の補助金の性質が、厳密にその社会教育関係団体に対する補助金である、というのですが、ただ、資料の最後の方についている、交付要綱のタイトルは何になっているかというと、生涯学習振興費というものになります。

社会教育団体は冒頭にご説明ありました通り、社会教育法という法律に定義があるものです。

で、那覇市のこの交付要綱の中では、生涯学習振興費で、第2条のところ、この補助金は生涯学習の振興に寄与する団体、が実施する生涯学習振興事業またはというところに、を対象としているんですが、その下の団体補助のところを見ると、「社会教育関係団体に限る」と。

ここで一段狭く、なっているというふうにもとらえることができます。

で、先ほどご発言があった、多様な団体に対する補助金というものをどう考えるかというときに、今この生涯学習振興費というたてつけの中では、もっと様々な団体が入る余地は、本来はあると。

で、もっと様々な団体が入る余地があるのであれば、当然ながらそれは公募にならざるをえないということになります。これは歴史的な経緯の中で社会教育団体という公ではないところに、公的な補助金をまず支出するかどうかっていうところが問題になったことがあります、憲法との関係です。

やはり社会教育というのは、学校教育と並ぶ、教育の両輪であるということの中で、公の活動を支えるものであるから補助金を支出することができるというようなそういう経緯の中で、支出をします。

ただ、公の支配に属さないので、「お金を出すので口を出す」ということをしてはなりませんよということで、こういう会議で補助金が出されているけれども、そこに対して過剰な関与とか、介入が行政の方からなされていないということも、同時にここではチェックしなければならないという本来的には、そういうような意味合いで、この会議に委員会に諮るということになっているんですね。

そういった意味で申し上げますと、我々が何を前提に、この補助金の審議というものをしていくのかということの共通理解というのは、やはりどこかで諮った方がいいんだろうなと思います。

今、私が申し上げたことというのはかなり昭和の年代の議論ですので、令和の時代に、またそれは違う観点できちっと納税者に対する説明責任であるとか、公平性とか、そういう観点でどうチェックするのかということころは、もちろん出てくるかなと思いますが、この補助金のチェックとかいう意味ではそういった側面があるんだということも一つ申し上げておきたいなというふうに思っています。

○社会情勢も刻々と変化していて、多様性を認め合うような、その変化を伴うので、その時代に沿ったですね、明確なガイドラインに沿ってですね、それをやっぱり進めていくのは必要なと思います。

○例えばですね、障がい者の法制を辿ると、近年は何事も私たち抜きで決めないでくださいということが、障がい者の、様々な社会活動に当たっての決まり文句になってるんですね。

今回、ケースを拝見したんですけど、その中で、それぞれの団体が、障がい者の方々が参加できる仕組みをちゃんと取ってるかどうかっていうのは、もう今の時代では当たり前のことなんですよ。

私が働いてる大学でもそれをちゃんとできてるのかと言われてたら、まだ発展途上ですとしか言いようないんですけどね。でもそういったことをしなければいけない時代になってるということは間違いないんです。

で、例えばこの場にも障がい者団体の代表の方がおられないですよ。

或いは高齢者団体の代表の方もいらっしゃらないという中で、補助金の予定を決めているっていうのは、その人たちの意見を反映する仕組みが、直接的にはないわけですよ。

この代表者はいるんだけど、ここに出てきてない人がいるから自動的にそういった人の意見を反映、直接にはできない仕組みになってしまっていることも、これよく考えないといけないなと。

本当に芸術文化の方での障がい者に向けた様々な営みを研究してる人が多いんですけどね。

それを見ていると、まだまだ私達の大学もそうなんですけど、社会的に合理的な配慮というんですけどそうしてないところがほとんどではないかと。

つまり、健常者にとっては普通にできる生涯教育に参加すること自体ができないとかね。

そういう仕組みを作ってしまったんじゃないかなと。結果的にはですよ、今のやり方のままだと。

それは大変よろしくないことじゃないかなと思うものですから、発言をさせていただきました。

○それぞれの委員がおかれてる立場も違うと思うんですけど、こういった形で情報共有していければ、またさ

らにいい会議になるかなと思います。

○先ほどいただいたガイドラインの方の中に、関連する話なんですけれども、この11ページ目の適正化のイメージの中に、評価ツールというのがあって、そこで補助金適正化チェックシートっていうのがありまして、その次の14ページの方に、チェックしたものが、企画調整公開キャビに掲載してあるんですね。

この事務手続きの中に、時期ってあるんですけど、いつって記載がないので、例えば来年度のこの時期にまたこういう会議があって、同じような資料を見るのかなというときに、私たち委員は、このチェックシートを、このキャビを自分で開いてみれば、適正かどうかって臨めるのかなってことを伺いたいんですけど、その流れがわからなくて。

●ガイドラインは市の資料補足資料として、この適正化チェックシートを今回付けさせていただいたんですが、このシートは補助を執行する各担当課がチェックするものでして、市民の方向けに公開していないものです。先ほど、評価についてご指摘をたくさんいただきました。その後、この適正化チェックシートであったりとか、アウトカム、アウトプットというような評価の視点とかいろいろあるんですけども、その辺りを整理して、生涯学習の補助金に対しての指標を検討する材料にさせていただきたいです。ご指摘ありがとうございます。

○はい、すみませんたびたび発言させて、ありがとうございます。

全体的なことでも一つ質問ですが、社会教育団体の補助金ですけども、過年度の全体の予算の推移がですね、もし今わかれば、増えてるのか減ってるのかですね、その辺全体的なものわかれば教えていただきたいんですがいかがですか。

●この補助額、2ページ目と3ページ目の、その合算額が、全体の合計額になるんですが、現在このお示ししている様式だと、各事業というか、補助金、補助団体ごとに分かれているので、数字が見えにくい状況となっています。全体を見てもみますとこの合算で、コロナで減ったりとかっていうのはあるんですが、先ほど他の委員からもご指摘いただいたように、結構平準化しているというような感じです。次年度、いただいたご意見も反映させるような形に検討して参りたいと思います。

○どうしてもこのコロナの期間がですね、なかなか参考になるのかないのかわかんないんで、できれば10年度ぐらい見せて欲しいなというのがあります。

というのはですね、先ほど他の委員からもご指摘あったんですが、私もこの補助金の適正化の資料を見て、我々の場は与えられた補助金の支援、補助してる団体のね、この正当性を審査する場であると思うんですけど、先ほどから指摘ある各団体のこの効果を見ることによってこの補助事業が継続するのもっと増えるのか減るのかって何かそこにも影響するのかなと思ってですね。だからそれで今、補助金の、合計の推移っていうのを知りたかったことがあります。

やはり個人的には本当に普段頑張ってる団体の方々ばかりなので、ぜひ継続的にもっと支援するあり方が求められるのかなというのと。あと他の委員からも非常にわかりやすい説明がありましたけど、やっぱりいろんな団体があるので、この社会教育団体が、私ある面、義務的な補助先であれば義務的支援でもいいのかな、それに準じるものでもいいかなと思いつつ、あとまた那覇市には他の市民活動を支援する補助金・助成金事業もたくさんあって私もそこにかかっていたりするので、できれば一度この委員の中で、他にどのような

支援事業があって、この事業はどういう方々を対象にしてるとかですね、それがわかるともう少し全体が見える中で私たちの役割ってというのが、見えてくるのかなと思いましたので、ぜひ次回もしご用意できれば、参考資料としてよろしくをお願いします。

●ありがとうございました。お手元にお配りしています那覇市の新たな補助金のガイドラインというものがあ
り、こっちにありますように平成 26 年に策定されたものでございます。

背景としましては、那覇市の、常に財政的に厳しい状況もある中で、やはりこのお金をただその団体へ補助
するという自体もですね、やっぱり内部でしっかり精査していく必要があるだろうというところから新たな
ガイドラインが設けられた次第です。

それに伴って、私たちが、毎年予算を要求していく中で、その補助金を交付してる団体がどのような活動で
どのように機能して、所管課としてどういうふうな効果や、政策が市民に対してのその還元っていう部分が確
認できてるかというのを、各所管課でしっかりチェックをして、それを企画財政として、確認する必要があると、
というようなところからこういった制度が新たにできた次第でございます。

ですので、担当の方からもありましたように、私たちは、このチェックシートを使って、今補助している団体の
内容を毎年、チェックをしながら、財政的な部分での要求の際の資料として提出しているところでございま
す。今、委員からもありましたように、様々な障がい者団体への補助金ですとか、またそれ以外の団体の補
助についての制度、仕組みというところがありましたけれども、これも実は所管課があります。

例えば、障がいに関しましては手をつなぐ育成会ですとか、そういったそれぞれの障がいの各団体さんへの
補助金というのまた所管課の方が、その運営補助や事業補助という形で、支出を出してる制度であります。
なので今どういう団体にどういう補助金を交付してるっていうのは、またこれはこちらの方でもまた整理して、
皆様にご提示することは可能かと考えていますので、また次回までにそういった資料も整えて参りたいと思
います。

○評価のことについて今日はひとしきりですね、私も出しましたし皆さんから出たと思うんですね。

その評価の評価軸のあり方を、やはりこれは作っていくぞっていうね。

そこんところ、今日、何か確信を持って帰れたらなあと思ってるんですよ。

つまり、先ほど事務局からは、しかる時期に、というふうな話があったし、いやそれは来年度に向けて、タイム
スケジュールを組んでね、試験的なものを作っていくんだとか、私たちのその社会教育委員の仕事としても
やっぱりこの必要な調査研究を行っての社会教育委員の仕事なんですよ。

ですから、必要だったらもちろん、中の小グループつくったっていいくらいだと思ったりしてますよ。

で、やっぱり今曖昧さがあるってことは皆さんお感じになっていて、うん。

例えば数値的なものを作るとか、定量と定性ですよ。それから質的なデータを組み合わせて、誰が見ても、
ですから、何段階かに分けて点数化すれば、それぞれの委員が採点すればですね、一つの物差しで皆が評
価できるような、今はやっぱりそれが無い。

それを繰り返して、例えばそういったものを作ることは、本当に必要なことだと思ってまして、行政の評価つ
てのは最近とても問題になってるんですよ。私は感じてるんですけど。

だからそれをもう本当に、先にお作りいただきたいし、必要だったら、勉強だと思って、研究するのが委員の
仕事だというふうに定められているから、法律に。それはもう募集をさせていただきたいなとさえ思った次第
です。その中でやっぱり、明晰な、明確な判断が、来年の今はできるんじゃないかなというふうに思いますの
でぜひ、ご検討いただきたいと。いつかというんじゃないで、ぜひそこをお願いしたいなと思っています。

●ありがとうございます。やはり今回のこの事務局から皆様にお示しましたこの各事業概要、それから、その補助金の効果、所管課所見という、効果というところが、やはりしっかりと見えるような形の評価のやり方というのは色々あることや、ご教示もありましたので、どのような形の評価の表がこの補助金に対しての適正なものであるのか、また、もしかしたら他の所管課もですね、どのような形のような、またそういう補助金の審査の方が行ってるかと思しますので、そういったところの共有もですね、少し参考になるところがありましたら、内部で少し検討して、来年の会議の 1 回目の審査までには、どうにか形が整えられるように努力して参りたいと思います。

○他になければ、異議がないようでしたら、第 1 号議案については承認ということでよろしいでしょうか。

<第 1 号議案 承認>

(安里議長)

承認をいただいたということで、よろしく願います。

はい。以上ですべての議事が終了いたしました。

皆様のご協力によりスムーズな進行となりましたことに感謝いたします。

ありがとうございました。

<閉会前、事務局からの連絡事項>